

亀岡市指定管理者選定委員会における審査基準

第1 指定管理者の選定は、別表に定める審査基準に基づき、採点表を使用し
て行うものとする。

なお、採点は各委員の合議で決定する。

第2 公の施設の指定管理者の選定を行うとき、当該施設の所管課長は選定委
員会開催依頼書及び選定の審査に必要な資料を添付し、事前に委員長へ提
出しなければならない。

第3 委員長は、審査結果を市長及び当該施設の所管課長へ報告する。

(別表) 選定における審査基準(指定管理者の手続条例第3条関係)

選定基準	審査項目	審査の視点
(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上 (25点)	①利用者の平等な利用の確保 (10点)	ア) 一部の利用者に対し、不当に利用を制限したり、優遇したりすることはないか。 イ) 障がいのある人への合理的配慮について適切な方策がとられているか(意思疎通への配慮、物理的環境への配慮等)。 ウ) その他()
	②利用者に対するサービスの向上 (15点)	ア) 利用者にとって利便性が高まっているか(予約方法は分かりやすいか、利用案内についてホームページ等で情報提供しているか、等)。 イ) 利用者に対する業務水準の維持、サービスの向上策がとられているか(利用者からの要望に対して柔軟に対応できる体制となっているか等)。 ウ) 災害時等の対応について、利用者の安全が確保され、迅速な対応ができる体制となっているか。 エ) その他()
(2) 公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減 (30点)	①施設の効果的な活用 (15点)	ア) 施設の利用を促進させる方策(宣伝、広報等)がとられているか。 イ) 施設の開館(利用)時間及び利用料金の設定は適切であるか。 ウ) 事業の計画(自主事業も含む)は内容に具体性があり、利用促進、サービス向上につながるものか。 エ) その他()

	②管理経費の縮減 (15点)	ア) 指定管理料の提案金額(上限以内であるか) イ) 収支計画は事業計画書との整合性がとれており、かつ実現可能であるか。 ウ) 経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか。 エ) その他()
(3) 管理を安定して行う物的及び人的能力	①施設の適切な維持管理 (10点)	ア) 施設及び備品等の適切な維持管理が図られるか。 イ) 緊急事態発生時の対処マニュアルが整備されており、かつ職員に周知されているか。 ウ) その他()
	②施設の適切な運営 (15点)	ア) 職員の配置、勤務体制及び研修計画は適切か(人権研修は必須)。 イ) 現在のサービス水準を確保しているものであり、かつ、さらに向上が図れるものであるか。 ウ) 個人情報保護の体制とそのチェックが適切であり、かつ対処マニュアル等が整備され、職員に周知されているか。 エ) その他()
(35点)	③経営の健全性 (10点)	ア) 経営状況に問題はないか。 イ) 法令等を遵守した経営が行われているか。 ウ) 同様の施設の管理実績はあるか。 エ) 定款、規約等に同種の業務内容が記載されているか。 オ) その他()
(4) その他 (10点)	指定管理者に求める役割 (10点)	ア) エネルギー使用量の削減等、環境保全に対する取り組みの提案があるか。 イ) 地元雇用の促進など、地域振興に寄与する提案があるか。 ウ) その他()
審査に際して施設独自の選定基準が必要な場合は、次の審査項目を追加する		
(5) 市長が特に認める要件 (50点)	施設の性格及び設置目的に密接に関連する施策・事業の推進	ア) 施策・事業を円滑に実施できる体制となっているか。 イ) 施策・事業を実施する場合に必要な資格者・技術者等は確保されているか。 ウ) 同様の施策・事業の運営実績があるか。 エ) その他()

審査に際して、公の施設独自の審査の視点を設ける必要がある場合は、「審査の視点」のその他()に記載する。